

第3回大阪市地球温暖化対策推進本部会議 次第

日時：令和7年2月20日（木）15時30分～

場所：大阪市役所 5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

（1）改正気候変動適応法への対応について

（2）大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕について

（3）大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕について

（4）大阪市環境基本計画について

（5）その他

3 閉 会



改正気候変動適応法への対応

令和7年2月20日

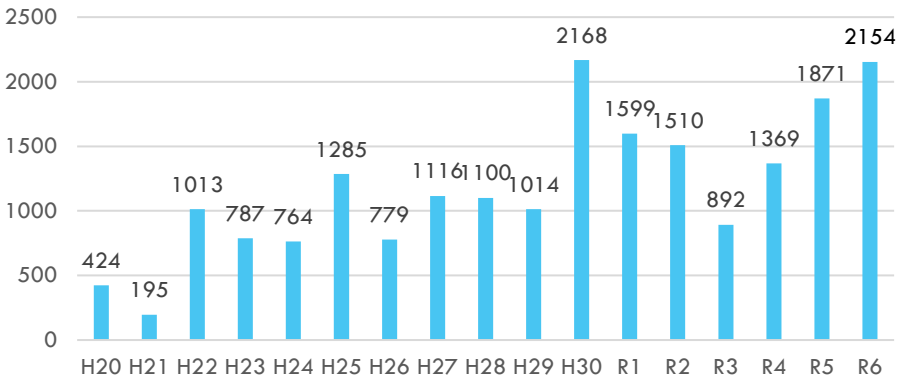
大阪市地球温暖化対策推進本部会議

1 本市における熱中症の状況（救急搬送人数等の状況）

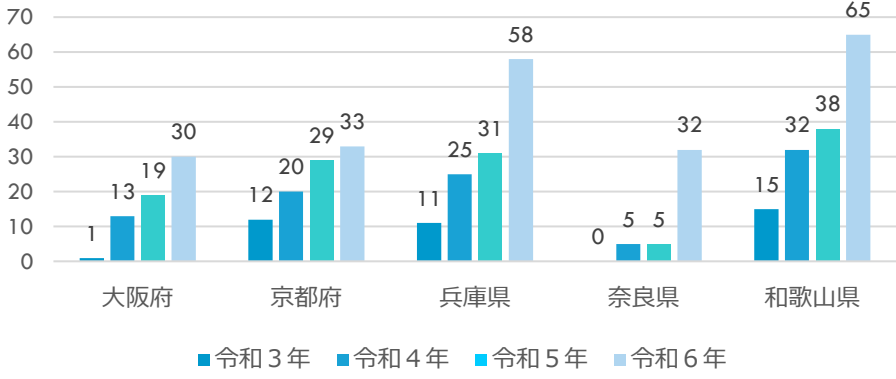
状
況

- ◇熱中症による救急搬送人数は、全国的に記録的な高温となった平成22年に大きく増加し、その後も増加傾向
 - 【大阪】 R 6 年: 昨年比1.2倍増 R 5 年: 昨年比1.4倍増
- ◇関西における熱中症警戒アラートの発表回数も同様の傾向
 - 【大阪】 R 6 年: 昨年比1.6倍増 R 5 年: 昨年比1.5倍増

大阪市内の熱中症による救急搬送件数
(6月～9月)



令和 3～6 年熱中症警戒アラートの発表状況
(近畿地方府県予報区等単位別)



◇熱中症による死亡数の推移（H25～R5）

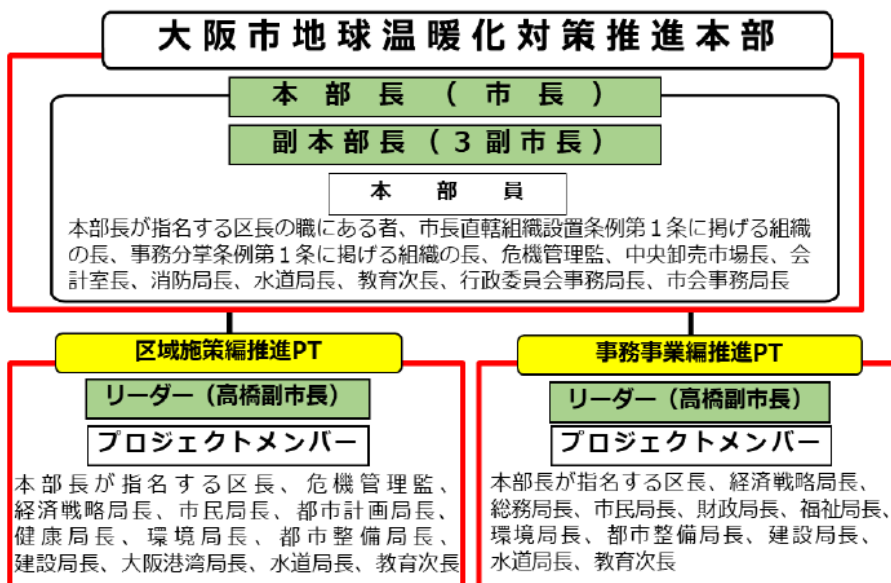
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
全国	1,077	529	970	621	635	1,581	1,224	1,528	755	1,477	1,651
大阪府	130	49	109	77	75	202	136	205	92	169	137
大阪市	83	29	26	38	26	91	50	80	46	95	51

2 前回の決定事項（改正気候変動適応への対応）

第2回地球温暖化対策本部会議（R6.7.8）における熱中症対策の確認事項

熱中症対策のための庁内体制の確立

- ◇市長を本部長とする「**大阪市地球温暖化対策推進本部**」を活用し、**全庁的な熱中症対策を総合的かつ強力に推進**



【ステップ1】

極端な高温発生時の対応について

- ◇**熱中症特別警戒情報の発表（新設）**
・周知と迅速な対応の実施
- ◇指定暑熱避難施設の開設・運営
⇒**指定暑熱避難施設の指定（新設）**

【ステップ2】

熱中症弱者のための熱中症対策について

- ◇高齢者等の熱中症弱者への対策として、**既存の福祉等関係団体による呼びかけ**

3 令和6年度の取組結果

熱中症特別警戒情報の発表時の体制

◇HPやSNS等での迅速な情報発信体制の整備【新規】

本市のHP、大阪防災アプリ、各種SNS〔X、LINE〕での情報発信体制を整備



◇巡回広報【新規】 ※生成AIを活用し、広報文面を作成

青色パトロールカー（区役所）、普通ごみ収集車両（環境局）

黄色パトロールカー（建設局）、消防車両（消防局）

【アナウンス文例】

大阪市からのお知らせです。

本日、大阪府に熱中症特別警戒アラートが発表されています。

危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください。

3 令和6年度の取組結果

指定暑熱避難施設等

◇指定暑熱避難施設指定状況

	R6. 7時点 〔第2回地球温暖化 対策推進本部会議〕		R6. 12時点 〔第3回地球温暖化 対策推進本部会議〕
市有	170施設	⇒	170施設
民間	49施設	⇒	69施設
合計	219施設	⇒	239施設

◇指定暑熱避難施設の配置検証

クーリングシェルの配置を500mにつき1箇所（75歳以上対象に、無理なく休まずに歩ける距離を500mと答えた割合75%）とした場合、救急搬送位置（住居/令和5・6年度）は一部地域を除き概ね網羅
※出典：国土交通省「高齢者の生活・外出特性について」を参考

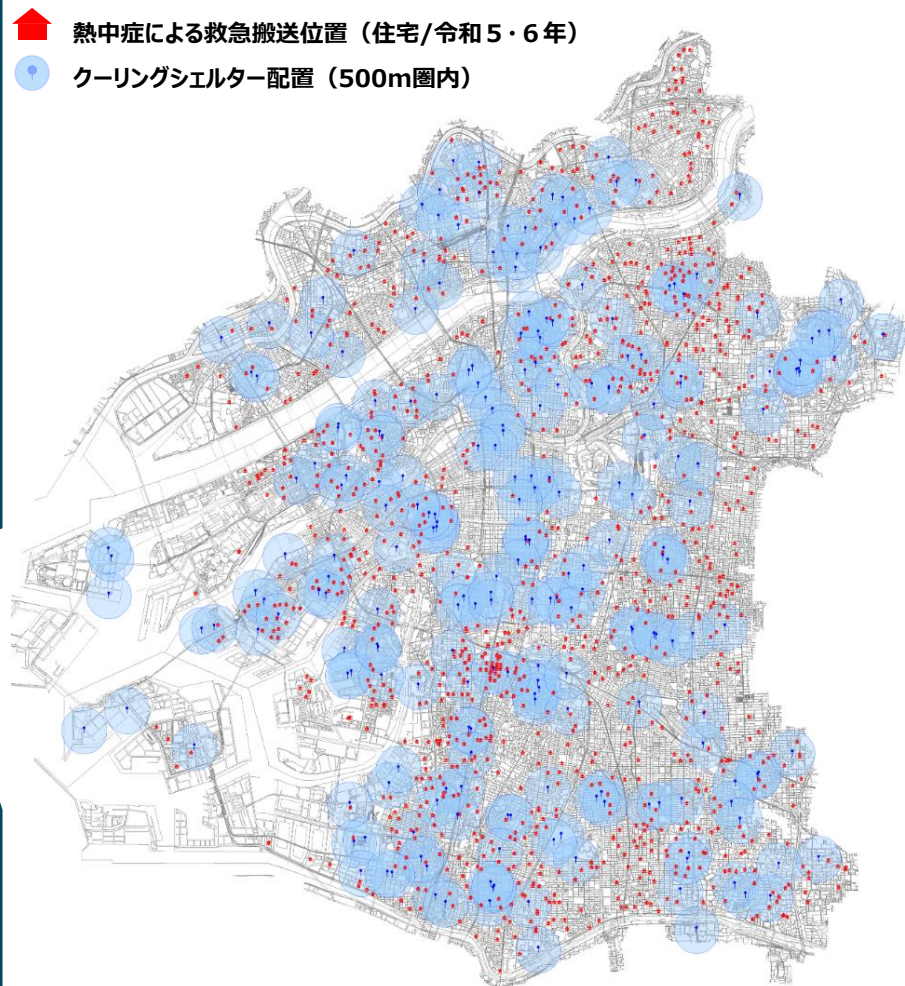
◇クールオアシス設置状況

R5. 9時点		R6. 9時点
137施設	⇒	838施設

《今後の方針》

今後も引き続き、指定拡大していく。

図：熱中症による救急搬送位置（住宅/令和5・6年）とクーリングシェルター配置（500m圏内）

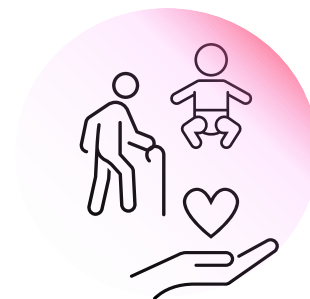


3 令和6年度の取組結果

普及啓発

◇熱中症弱者の方に対する啓発活動【新規】

高齢者等の熱中症弱者への対策として、既存の福祉等関係団体に熱中症予防や指定暑熱避難施設に関するチラシを28,290部配布、メールを約12,000箇所へ配信等



【主なチラシ配布先、メール配信先】

地域での見守り等を行う事業者

見守り相談室
民生委員・児童委員



高齢者を対象とした事業者

高齢者相談窓口
居宅介護支援事業者
訪問介護・訪問型サービス
通所介護・通所型サービス
生活支援型食事サービス
など



障がい者を対象とした事業者

区基幹相談支援センター
地域活動支援センター
大阪市発達障がい者支援センター

◇巡回広報【新規】 【アナウンス文例】

大阪市からのお知らせです。本日は、厳しい暑さが予想されています。
熱中症にならないよう、のどが渇く前に水分や塩分を補給し、暑さを避けてお過ごしください。

◇区広報誌による啓発活動

7月：全市版

「暑さ指数と熱中症警戒アラート」

8月：全市版、各区版【新規】

「指定暑熱避難施設指定」



◇大阪市HP、大阪防災アプリ、各種SNS〔X、LINE〕による注意喚起【一部新規】



◇民間サイネージ、市役所TVモニター広告による注意喚起 など

3 令和6年度の取組結果

普及啓発【参考資料】

北区のクーリングシェルター

クーリングシェルターとは？

クーリングシェルターとは、**熱中症特別警戒アラート(※)**の発表期間中に開放する、暑さをしのぐための施設です。エアコンが使用できないなどの場合には、お近くのクーリングシェルターをご利用ください。

(※) 熱中症で人の健康に重大な被害が生ずる恐れがあると予測される場合、環境省が前日午後2時に発表します。



このマークが目印です！



- ① 総合生涯学習センター
- ② コクミン薬局アクティビティ
- ③ 駅前公園事務所
- ④ 北区役所
- ⑤ コクミン薬局新梅田店
- ⑥ KOHYO南森町店
- ⑦ 住まい情報センター
- ⑧ コクミンドラッグ天神橋筋六丁目駅
- ⑨ 北区北老人福祉センター
- ⑩ 市庁舎
- ⑪ 北公園
- ⑫ 北斎場
- ⑬ 北区大淀老人福祉センター
- ⑭ 大淀コミュニティセンター
- ⑮ 北図書館

「クーリングシェルターマップ」による周知

皆さま、熱中症にご注意ください！

特に熱中症にかかりやすい人は…

高齢者や乳幼児、持病のある方は熱中症にかかりやすいため、十分な水分補給や適切な体感、涼しい場所での休息を心がけることが重要です。

以下のポイントに気を付けて、熱中症の予防をしましょう。

熱中症予防のためのポイント



大阪市

熱中症リスクが高い人の周りにいる方へ

高齢の人々も、熱中症リスクの高い方々に対して先を配り、体感の不安に訴えることが大切です。必ずポイントを確認し、熱中症に先を配りましょう。



大阪府環境政策課 環境政策課 環境政策課

〒545-8501 大阪市東淀川区東中津 1-1-1 大阪府環境政策課 環境政策課 環境政策課

06-6630-3262 06-6630-3580

「熱中症弱者向け普及啓発チラシ」による周知

熱中症を予防するために！
知っておきたい暑さ指数と「熱中症特別警戒アラート」/クーリングシェルターの運用について

熱中症特別警戒アラートとは

熱中症の危険性を認識してもらうことを目的に、都道府県内の観測地点で暑さ指数が33以上と予測された場合には「熱中症警戒アラート」が発表されます。今年から新たに、都道府県内の全ての観測地点で、暑さ指数が33以上と予測された場合、過去にない危険な暑さとして、「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

市内の暑さ指数は熱中症ポータルサイトなどで確認できます。アラートが発表されていなくても、暑さ指数を確認して、行動の目安にしましょう。

暑さ指数と警戒情報、とるべき行動

熱中症特別警戒アラート	暑さ指数 35以上	本日の危険な暑さ(※)が予測されます。自分と自分の周りの人の命を守るために、外出を避け、涼しい場所で過ごすなど、さらに予防行動を講じてください。
熱中症警戒アラート	暑さ指数 33以上	外出を控える、エアコンを使用する、外での作業は中断、中止や短時間とする、暑熱以上に予防行動を徹底してください。
日常生活における暑さ指数と対応	危険 31以上	暑熱による体調不良や健康リスクが高まるため、外出を控え、涼しい場所で過ごすなど、さらに予防行動を講じてください。
注意 28以上31未満	暑さ指数 28以上31未満	外出は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 25以上28未満	暑さ指数 25以上28未満	運動や激しい作業をする時は、定期的に水分と休息を取り入れる。
注意 25未満	暑さ指数 25未満	一般に危険性は少ないが、涼しい運動や重労働は熱中症リスクが高まるため注意する。

問合せ 環境局環境政策課 ☎06-6630-3262 ☎06-6630-3580

Q.熱中症特別警戒アラートはいつ、どのように発表されるの？

A. 前日午前10時時点の予測値で判断し、前日の午後2時頃に発表されます。発表された情報は、熱中症ポータルサイト(市ホームページ)、SNS(X・LINE)、大阪府防災アプリ、こみね集まる街による配信などで発信します。また、熱中症ポータルサイトでは日ごとから、市内の暑さ指数を確認でき、お出かけの際の参考にしますので、ぜひご利用ください。



クーリングシェルターについて

熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、熱中症特別警戒アラート発表時に暑熱から避難できる「クーリングシェルター」として、観見区で次の15の施設を指定しています。

施設名称・所在地	施設名称・所在地
観見区役所(東区5-4-12)	観見区老人福祉センター(東区5-5-1)
観見区立観見小学校(東区5-5-1)	観見区立観見中学校(東区5-5-1)
ウエルシア観見駅前店(東区5-4-18)	ユニバーサル観見技術センター(東区5-12-7)
ウエルシア観見駅前店(東区5-4-18)	ユニバーサル観見技術センター(東区5-12-7)
観見区立観見小学校(東区5-5-1)	観見区立観見中学校(東区5-5-1)
観見区立観見中学校(東区5-5-1)	観見区立観見小学校(東区5-5-1)
観見区立観見小学校(東区5-5-1)	観見区立観見中学校(東区5-5-1)
観見区立観見中学校(東区5-5-1)	観見区立観見小学校(東区5-5-1)
観見区立観見小学校(東区5-5-1)	観見区立観見中学校(東区5-5-1)
観見区立観見中学校(東区5-5-1)	観見区立観見小学校(東区5-5-1)

運用期間 7月11日(木)～10月23日(木)

色紙版の開放日等は市ホームページをご覧ください。▲(お区役所地下1階(お区役所地下1階)「お区役所地下1階」)としてご利用いただけます。

「区広報誌」による周知



「熱中症ポータルサイト」を開設

4 「熱中症対策普及団体の指定」の検討

今
夏
実
施
済

【ステップ1】「極端な高温発生時の対応」について



- ◇熱中症特別警戒情報の発表（新設） ☒
 - ・周知と迅速な対応の実施
- ◇指定暑熱避難施設の開設・運営 ☒
 - ⇒指定暑熱避難施設の指定（新設）

【ステップ2】「熱中症弱者のための熱中症対策」について



- ◇高齢者等の熱中症弱者への対策として、既存の福祉等関係団体による呼びかけ ☒

◇追加的対策として、熱中症対策普及団体の指定の検討 ☐

4 「熱中症対策普及団体の指定」の検討

【新設】熱中症対策普及団体の指定

市町村長が、熱中症対策の普及啓発に取り組む民間団体等を、普及団体として指定できる。

- 【業務内容】
- ・ 熱中症対策について、住民に対する啓発活動及び広報活動
 - ・ 熱中症対策について、住民からの相談に応じることや必要な助言を行うこと
 - ・ そのほか、熱中症対策の推進を図るために必要な業務の実施

調査

《熱中症対策普及団体の指定状況（政令指定都市）》

- ◇ 熱中症対策普及団体の指定する政令指定都市は「1市（京都市）」のみ
⇒ 指定団体の業務内容は、本市が既存団体を介して実施する「普及啓発」と同じで、従前から実施していたもの

【今後の方針】

- ◇ 「熱中症対策普及団体の指定」による効果は
現取組の「既存の福祉等関係団体による呼びかけ」で充足
- ◇ 「熱中症対策普及団体の指定」する場合のハードル
〔指定団体の法的義務（実施計画や個人情報要領の策定等の業務の完遂）〕が負担
今後も引き続き、普及の成果をみながら検討



5 令和7年度の取組方針

目 標

- ◇国は、中期的な目標（2030年）として、熱中症による死者数が現状（5年間移動平均死亡者数：R3 1,327人）から半減することをめざすとされている。
- ◇本市においても、国と同様に基準年度（本市におけるR1～R5の5年間移動平均死亡者数：R3 64人）からの半減をめざし、全庁的に熱中症対策を総合的に強力に推進する。

「取組内容」と「取組方針」

熱中症特別警戒情報の発表時の対応	◇「熱中症特別警戒情報の発表時」の周知と迅速な対応の準備	誰一人取り残さない熱中症対策
指定暑熱避難施設の指定	◇指定暑熱避難施設の配置を網羅するために、今後も指定拡大	
普及啓発	◇大阪市HP、大阪防災アプリ、各種SNS〔X、LINE〕、区広報誌、巡回広報など、あらゆる媒体を使い、熱中症予防の呼びかけ ◇高齢者等の熱中症弱者のために、既存の福祉等関係団体によるチラシを使用した熱中症予防の呼びかけを実施	漏れ・抜けのないよう様々ツールを通じて広報

大阪市地球温暖化対策実行計画 〔区域施策編〕の改定について

1 大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕

◆世界・国の動向◆

●世界の動向

◇2035年までの排出削減目標について、2025年2月までに国連への提出

●国の動向

2024年5月・エネルギー基本計画の見直しに向けて議論開始

◇脱炭素電源、エネルギーの安定供給、火力の脱炭素化、需要側のGX、GX2040を踏まえた将来のエネルギー需給の姿等について議論

2024年6月・地球温暖化対策計画の見直しに向けて議論開始

◇基本的な考え方・方向性、エネルギー価格の高騰の影響、温室効果ガス排出量の減少傾向の継続、更に強化すべき対策・施策等について議論

2025年2月・新たな目標（NDC）を国連に提出、地球温暖化対策計画の改定

◇温室効果ガス削減量の達成目標について

2035年度⇒60%削減、2040年度⇒73%削減（2013年度比）を目指す。

◆大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕◆

◎位置づけ

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく法定計画
- 国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じ、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画

◎計画期間

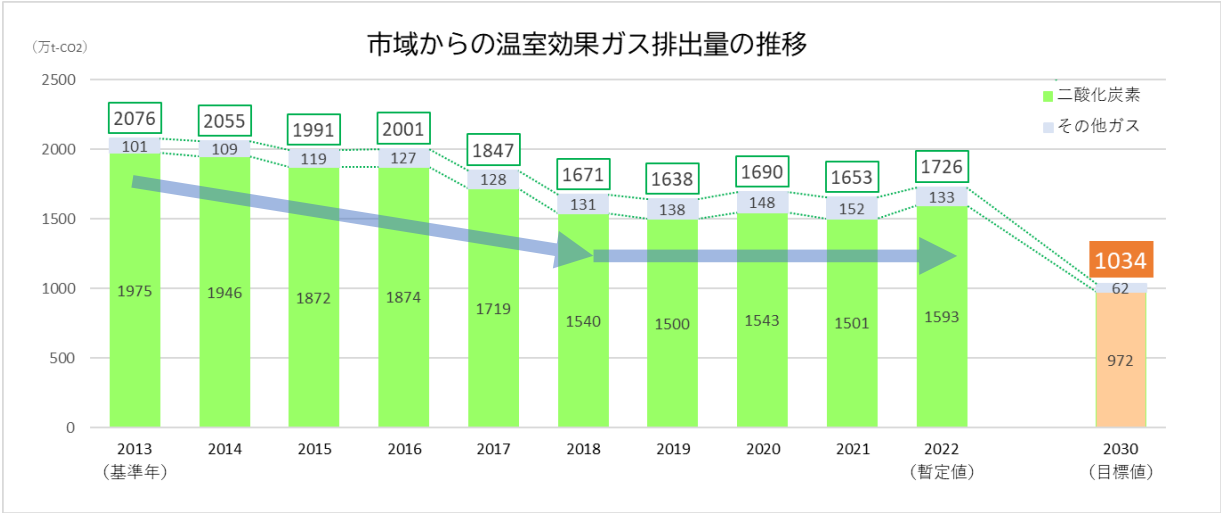
- 2021年度～2030年度までの10年間

◎計画目標

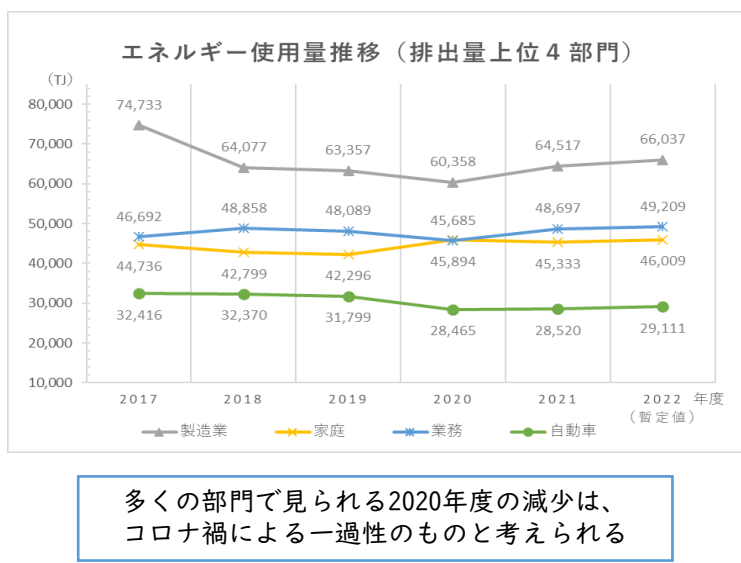
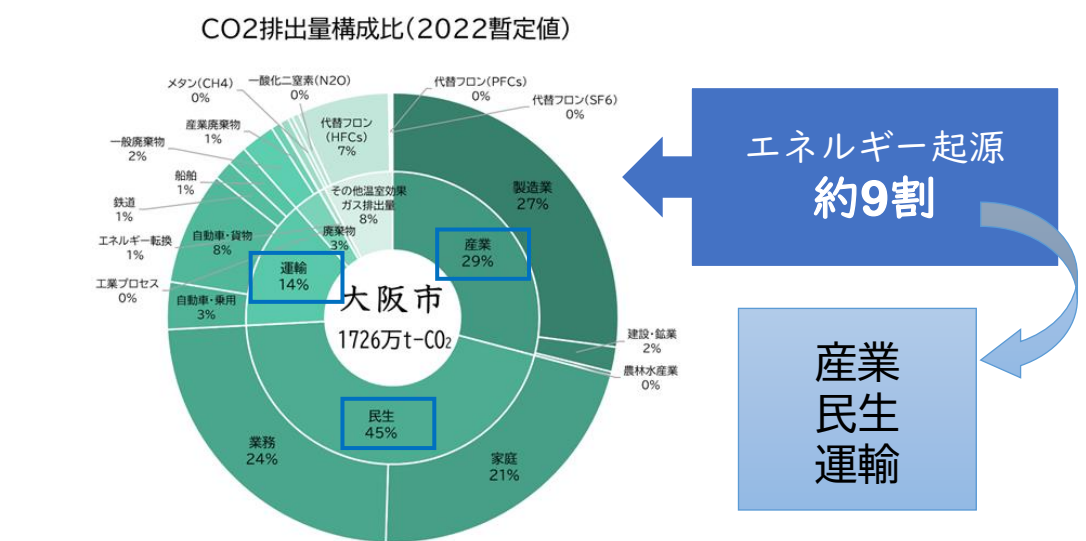
- 2030年度目標 ⇒ 2013年度比**50%**削減

- ・ 2021年3月策定
- ・ 2021年10月に国が地球温暖化対策計画等を改定したことを受けて、2022年10月に目標の上積み改定を実施（30%削減→50%削減）
- ・ 2024年5月に「脱炭素先行地域」に係る取組みを反映するなどの一部改訂を実施

2 現行計画の進捗状況



2022年度(暫定値)の市域における温室効果ガス排出量は、
1,726万トン-CO₂
2013年度比では**▲16.9%**
(計画目標は2030年度までに**▲50%以上**)



排出量は基準年度(2013年度)以降減少傾向にあったが、ここ数年は停滞

3 計画改定について

◎ 国の目標と本市の目標設定について

策定	名称	対象	基準 年度	目標値（いずれも基準年度比）		
				2030年度	2035年度	2040年度
国	地球温暖化対策計画 ※令和7年2月18日閣議決定	国の排出量	2013 年度	46%削減	60%削減	73%削減
市	大阪市地球温暖化対策実行計画 〔区域施策編〕※現行計画	大阪市の排出量		50%削減	未設定	未設定

国の動向を踏まえ、2035年度、2040年度の目標の設定と、
2030年度も含め目標達成に向けた幅広い分野の施策が必要

森之宮工場跡地売却による歳入（55億円）を新たな施策の財源として活用
（令和6年度補正予算で環境創造基金に積み立て）

大阪市環境審議会での審議を経て
2025年度中に計画を改定

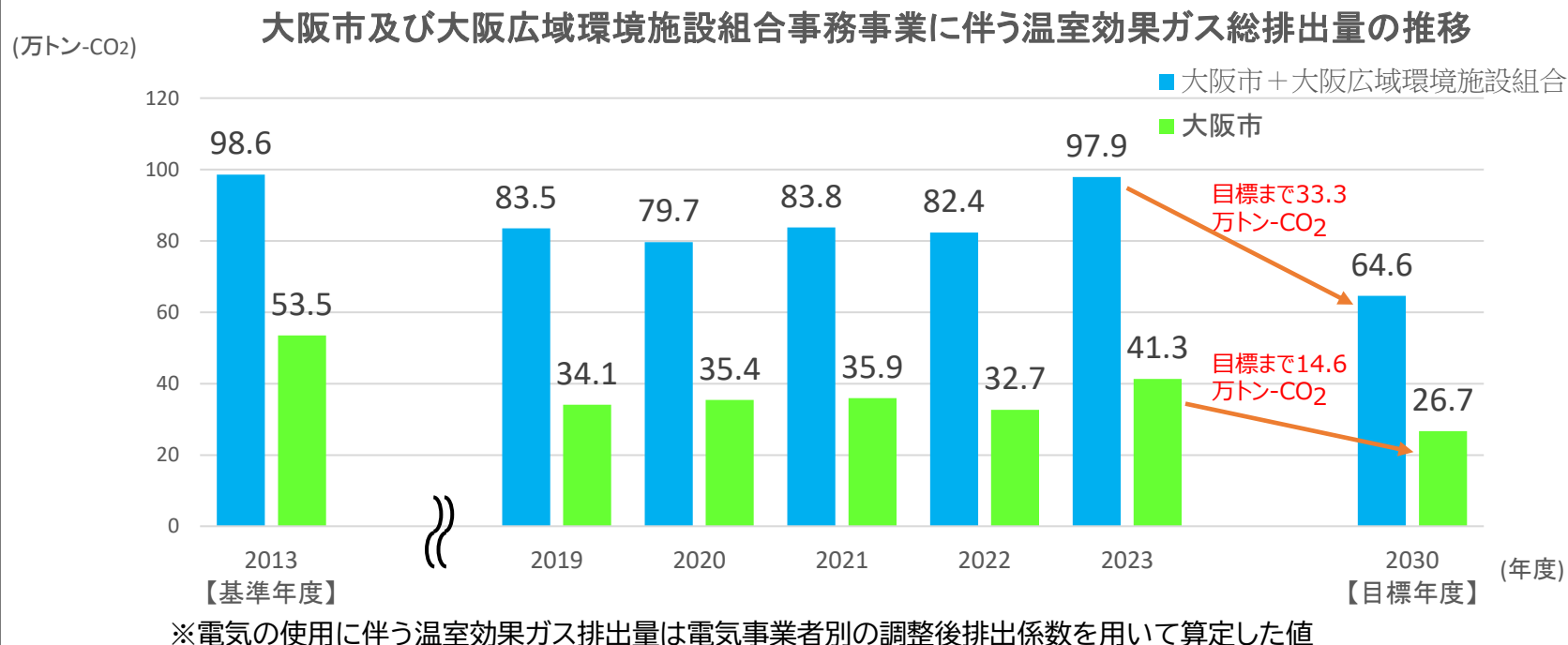
大阪市地球温暖化対策実行計画 〔事務事業編〕の改定について

大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕の令和5年度実績

区分		排出 係数 の 電 気	現行計画				実績	
			基準年度 【2013】	目標年度【2030】			【2023】	
			排出量 (万トン-CO ₂)	削減目標 (%)	排出量 (万トン-CO ₂)	基準年度 からの削減量 (万トン-CO ₂)	基準年度比 (%)	排出量 (万トン-CO ₂)
大阪市の事務事業		基礎	56.5	—	—	—	▲35.2	36.6
		調整後	53.5	▲50.0	26.7	▲26.7	▲22.8	41.3
【全庁的取組】			全市有施設へのLED照明の導入徹底・再生可能エネルギーの導入拡大					
						—		
						▲1.3		
環境局	基礎	3.3	—	—	—	—	▲51.5	1.6
	調整後	3.3	▲54.5	1.5	▲1.8	▲1.8	▲48.5	1.7
建設局	基礎	25.7	—	—	—	—	▲32.3	17.4
	調整後	24.5	▲46.5	13.1	▲11.4	▲11.4	▲20.0	19.6
水道局	基礎	10.6	—	—	—	—	▲39.6	6.4
	調整後	9.9	▲54.5	4.5	▲5.4	▲5.4	▲22.2	7.7
教育委員会事務局	基礎	5.4	—	—	—	—	▲18.5	4.4
	調整後	5.1	▲23.5	3.9	▲1.2	▲1.2	▲3.9	4.9
経済戦略局	基礎	3.7	—	—	—	—	▲40.5	2.2
	調整後	3.6	▲55.6	1.6	▲2.0	▲2.0	▲36.1	2.3
その他部局	基礎	7.7	—	—	—	—	▲40.3	4.6
	調整後	7.2	▲51.4	3.5	▲3.7	▲3.7	▲29.2	5.1
大阪広域環境 施設組合	基礎	45.2	—	—	—	—	25.0	56.5
	調整後	45.1	▲16.0	37.9	▲7.2	▲7.2	25.5	56.6
大阪市及び大阪広域環境 施設組合事務事業(合計)	基礎	101.7	—	—	—	—	▲8.5	93.1
	調整後	98.6	▲34.5	64.6	▲34.0	▲34.0	▲0.7	97.9

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

本市事務事業等に伴う温室効果ガス排出量の推移



大阪市事務事業

- ・2023年度の本市事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は41.3万トン-CO₂となり、前年度と比較し8.6万トン-CO₂の増加となった。
- ・増加の主な内訳は、電気の排出係数の増加7.1万トン-CO₂、エネルギー使用量等の増加1.5万トン-CO₂となっている。
- ・市全体の取組として省エネ化を図り、削減取組を進める。下水道部門(市事務事業の排出量の約4割を占める)では、温室効果ガス削減を進めるため、今年度中を目途に「大阪市下水道カーボンニュートラル基本方針」を策定予定。

大阪市事務事業 + 大阪広域環境施設組合

- ・全体の総排出量は97.9万トン-CO₂となり、前年度と比較し15.5万トン-CO₂の増加となった。
- ・大阪広域環境施設組合の増加は6.9万トン-CO₂となり、主な内訳は、ごみ焼却に伴う増加(焼却ごみに含まれる廃プラスチックや合成繊維類が増加)6.6万トン-CO₂、電気の排出係数の増加0.3万トン-CO₂となっている。
- ・2025年度中に新たな「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、削減取組を進める。

大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕の改定について

■国の計画改定に向けた動き

令和6年12月27日に「地球温暖化対策推進本部」が開催、我が国の次期削減目標を含む「地球温暖化対策計画」と、政府自らの温室効果ガス削減に向けた取組を定める「政府実行計画」※の案が示され、その後のパブリックコメントを経て、令和7年2月18日に閣議決定された。

■政府実行計画改定について

2035年度に65%削減、2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕

※政府実行計画について

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条に基づき、政府は、地球温暖化対策計画に即して、政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である政府実行計画を策定するものとされている。

国の動向を踏まえ、大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕の改定を行う。

根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律
対象範囲	大阪市及び大阪広域環境施設組合※の事務事業（共同策定） ※大阪市・八尾市・松原市・守口市から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で実施
（現行） 計画期間	2021～2030年度末までの10年間
（現行） 削減目標	目標① 大阪市事務事業（大阪広域環境施設組合を除く） 50%を上回る削減（2013年度比） 目標② 大阪市及び大阪広域環境施設組合の事務事業 34.5%を上回る削減（2013年度比）
改定 ポイント	政府実行計画改定から1～3のポイントを踏まえ現行計画を改定する。 1. 目標年度及び削減目標の考え方 2. 目標達成のための基本方針と主な取組 3. 目標達成に向けた取組と温室効果ガス排出削減量について
改定時期	2025（令和7）年度 3月頃 区域施策編の改定に合わせ、各所属へ周知、公表予定

本市施設等における太陽光発電の導入方針について

1 導入目標の設定について

本市施設等における太陽光発電の導入目標を新たに設定する。

(1) 政府・自治体の目標（国の方針）

■「政府実行計画の改定」（令和7年2月） * 1

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。

* 1 温室効果ガス削減のための、政府の事務事業における具体的な取組を示す計画の改定
2025年2月18日閣議決定

地方公共団体においても、政府実行計画に準じ導入目標を設定する等、自ら率先的な取組を行うよう求められている。 * 2

* 2 地方公共団体保有施設における太陽光発電設備の導入目標の設定および取組の促進について（令和6年4月 各省庁連名通知）

(2) 本市施設等への導入状況

令和6年度ポテンシャル調査結果における、**設置可能な建築物における導入状況は、約48%（449/939棟）** * 3と推計値ではあるものの国の目標をほぼ達成できている状況であるが、2040年度までに約500棟への導入検討を進める必要がある。

* 3：令和6年度ポテンシャル調査結果より（簡易判定の結果○or△、国の考え方に沿った棟単位（件数ベース）の推計値）

【国の「設置可能な建築物及び付属する敷地」の簡易判定基準】

- ①耐震基準、②空きスペース（20㎡以上）、③屋根形状・素材（陸屋根、折板屋根等）、④建替え等の計画なし、④年間通じて日陰とならないなどの条件をすべて満たす建築物及び付属する敷地

(3) 導入目標（案）

2040年度までに設置可能な市有施設等（建築物及び付属する敷地）への太陽光発電設備の100%設置を目指す。

2 導入方針について

現在の導入状況やポテンシャルを踏まえ、新築・増改築、既存建築物及び付属する敷地について、**目標の達成に向けた導入方針を取りまとめる。**

(1) 新築・増改築建築物

(令和6年7月8日 第2回大阪市地球温暖化対策推進本部会議で議論)

本市が今後新築・増改築する庁舎等の建築物においては、**2040年に残存することが明確**であることから、新築・増改築の機会を捉えて、**原則、太陽光発電設備の導入の義務化**を行う。

【参考】他政令市等での設置義務化状況

5 政令市等が、市有施設の新築・増改築時に、原則、太陽光発電設備を設置することを地球温暖化対策実行計画や指針等で義務化。(横浜市、川崎市、京都市、堺市、福岡市。他に東京都や京都府などでも実施)

※なお、東京都や川崎市、京都府市では、延床面積に応じて、住宅メーカーや建築主に対して新築・増改築建築物(住宅、ビル等)への再エネ設備の設置を義務化。

(2) 既存建築物及び付属する敷地

国が示す簡易判定基準を満たす既存建築物及び付属する敷地を対象に、**導入可能性を精査し、補助金等の活用や、複数施設の集約などによる導入コストの低減**を図りながら、**第三者所有方式による導入**を進める。

今回、ご議論いただきたい内容

既存建築物等への導入の方向性

■FIT売電に代わる新たな導入手法として、令和5年度にPPA方式*1による自家消費スキームを検討したが、補助金を想定した場合であっても、電気代が関西電力の標準料金より高くなることが判明。

*1 事業者が施設に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を施設所有者が購入する方式。
設備は事業者所有のため、施設所有者は初期費用不要で再エネ導入が可能。(Power Purchase Agreement 電力販売契約)

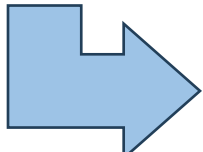
 簡易ポテンシャル調査により、導入コストの低減方策を検討

○大規模施設等へのPPA方式による導入 (A)
導入規模が大きい施設を対象とした施設所管局の費用負担増が無いPPA方式による導入

○中小規模施設等へのリース方式の採用 (B)
導入規模が大きい施設への導入は、PPA方式ではなくリース方式の方がより安価となる*2
*2 PPA方式では天候不順等のリスクから、事業者が十分な利益を見込めず、電気代に価格転嫁される可能性が高い
(R6：市役所本庁舎への導入（約20kW）PPA方式は導入可能事業者が見つからず→リース方式に変更し導入)

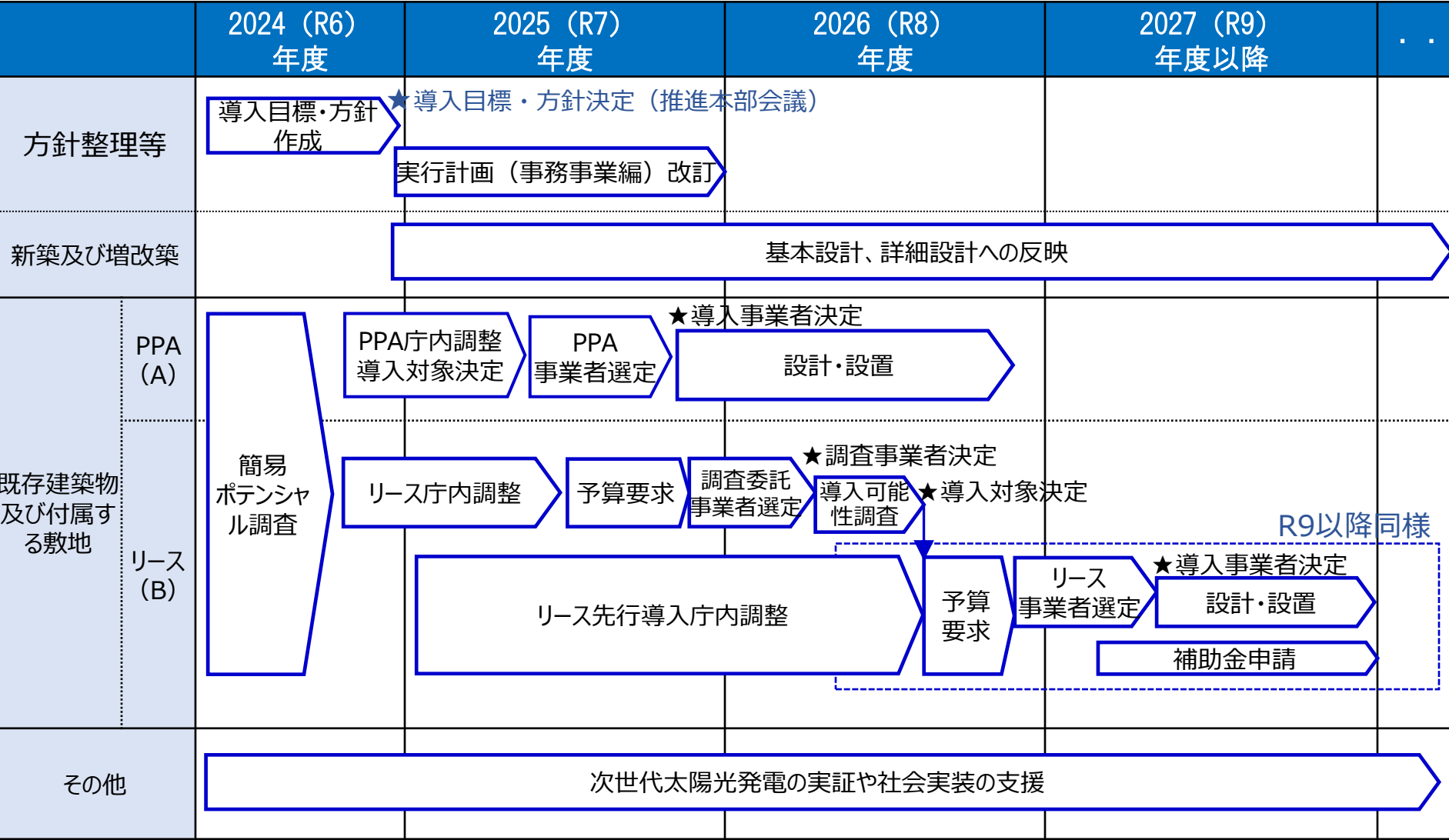
○複数施設を集約した導入
施設単体ではなく施設等の集約により一定規模の設備容量を確保することで導入コスト低減*3
*3 既存建築物の防水等改修工事や付属する敷地への駐車場整備などに合わせた設置も検討。

○施設所管局の費用負担軽減
国の補助金に加えて、大阪市地球温暖化対策本部事業費の活用等を検討

 **R7からポテンシャルの大きい18施設*4を対象に先行導入**

*4 空きスペース400㎡以上で、全量自家消費可能な建築物 4

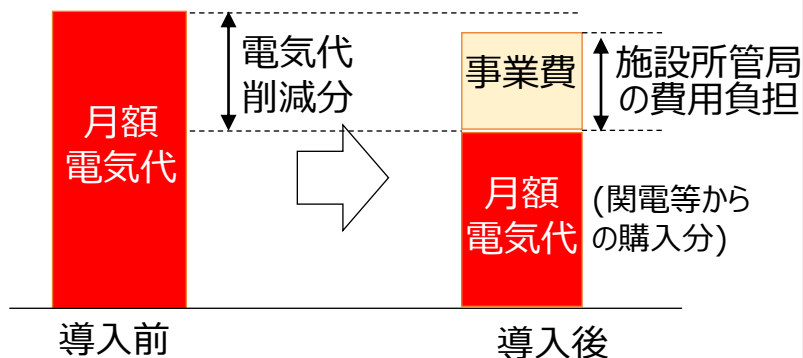
対応スケジュール



【参考】PPA・リース方式による導入コストの検討

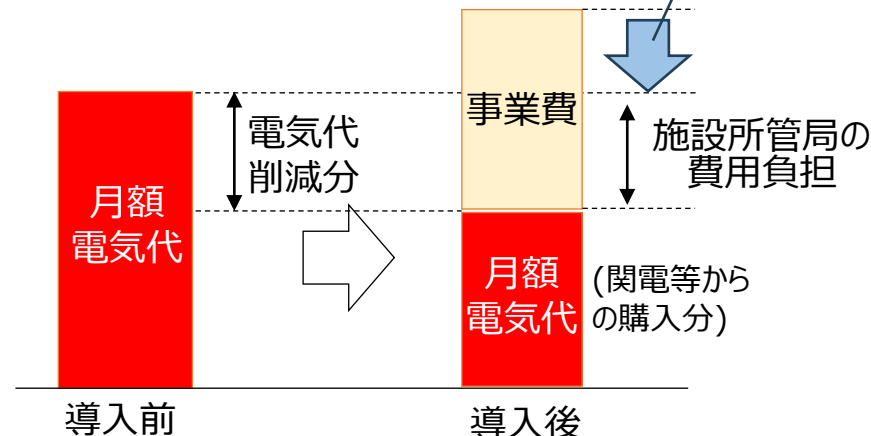
コストイメージ

○大規模施設_PPA方式



公募条件として導入前の電気代を下回るよう設定

○中小規模施設_リース方式



施設所管局の費用負担軽減のため、国の補助金や本部事業費の活用等を検討

国の補助金等

- ・【環境省】地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（補助率1/3）
⇒防災機能向上（指定避難所、災害時等に稼働必須の行政施設などへの導入）
- ・【環境省】新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（補助率1/3）
⇒サービス向上（ソーラーカーポートの導入等）
- ・【総務省】脱炭素化推進事業債、【その他】各種施設整備交付金 など

【参考】想定事業費（試算：リース方式）

2026（R8）年度

○事業内容：導入可能性調査（FS調査委託）

○事業費：15,000千円（本部事業費等の活用を想定） ※他都市実績により算出

2027（R9）年度～

○事業内容：15施設に各50kWを20年リースで導入。リース終了後譲渡を受け10年維持管理
（ポテンシャルの大きい18施設の内、3施設はPPAでの導入を想定）

○事業費

総事業費 39,000千円/施設 × 15施設 = 585,000千円

施設所管局の費用負担（発電による電気代削減額） 405,000千円

負担軽減策による対応（本部事業費など）（1/3補助無） 180,000千円（45,000千円/年）

（1/3補助有） 117,000千円（30,000千円/年）

※施設所管局の費用負担軽減のため、本部事業費等を充当する想定で試算
（15施設に4年間で導入、国の補助対象は7施設）

※実際の導入施設数についてはR8導入可能性調査により精査

大阪市環境基本計画の中間見直し（改定）について

■ 現行計画の概要

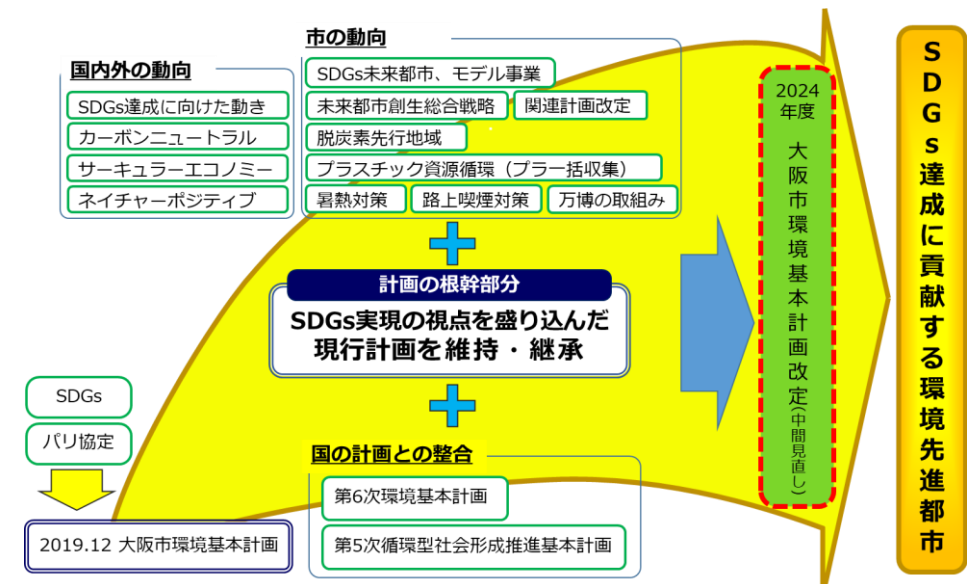
- ・ 2019年12月策定。
- ・ 計画期間は、2030年度まで（2024年度に中間見直し）
- ・ すべての主体の参加と協働のもと、SDGsの考え方を活かした戦略※①により、様々な環境施策※②に取り組み、SDGs達成への貢献をめざす。

※① 地域、市民、事業者との連携強化、環境・経済・社会の統合的向上など
※② 低炭素（脱炭素）社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保



■ 中間見直し（改定）の方向性

- ・ 引き続き、SDGs達成への貢献をめざして取り組むため、SDGs実現の視点を盛り込んだ現行計画を維持・継承しつつ、環境の新たな状況や、ポストSDGsも意識した内容とする。



■ 経過

- R6. 4.18 大阪市環境審議会（諮問、方向性確認、意見聴取）
- R6. 5.21 国において、第6次環境基本計画策定
- R6.11. 9 環境サミット
- R6.11.11 大阪市環境審議会（改定案について審議）
- R6.12.17 大阪市環境審議会（答申）
- R6.12.26 パブリックコメント（～R7.1.27）

A 万博の取組みや大阪らしさなど、大阪市ならではの内容を盛り込めば市民等に伝わりやすい。

- ・SDGs未来都市・モデル事業【新規】
- ・万博における取組み(いのち会議、環境面の取組み)【新規】
- ・ペットボトル資源循環【更新】
- ・なにわの伝統野菜などによる食育、地産地消【新規】 (ほか)

B SDGsの理解・普及促進のため、環境面以外でも区役所で取り組んでいる内容を盛り込めばよい。

- ・意見を踏まえ記載(国産木材の活用、区転入者向け提供物の包装材の変更、障がい者スポーツの振興)【新規】

C 「大阪市環境基本計画」の英語版を作成し、大阪市の取組みを世界に発信されたい。

- ・意見を踏まえ実施【新規】

D サステナビリティに関わる課題に対する姿勢が評価される時代・社会になってきている。そうした課題に対する取組み・動向が、企業の競争力や都市格に影響する。

- ・意見の内容を記載し、今後の個別計画策定(改定)や施策実施において留意【新規】

E 環境負荷は昼間人口による影響が大きい。

- ・意見の内容を記載し、今後の個別計画策定(改定)や施策実施において留意【新規】

F 環境危機に対し、市の施策が抜本的に強化されるという方向性の提示が重要である。

- ・カーボンニュートラルポート【新規】
- ・脱炭素先行地域の取組み【新規】
- ・食品ロス削減、プラスチック資源循環【更新】
- ・暑熱対策(クーリングシェルターなど)【更新】
- ・緑化の推進【更新】
- ・生物多様性保全に係る民間事業者等の取組み促進【新規】 (ほか)

G 関係所属間の連携が重要である。

- ・カーボンニュートラルポート【新規】
- ・省エネ住宅、ZEB・ZEHの普及促進【更新】
- ・緑化の推進【更新】
- ・未利用エネルギー活用(都市インフラ等)【継続】
- ・自転車の活用促進【更新】
- ・暑熱対策(クーリングシェルターなど)【更新】

ほか

H 温室効果ガス削減に向けた、再生可能エネルギーの取組みの促進が重要である。

- ・太陽光発電、帯水層蓄熱など【継続】
- ・脱炭素先行地域の取組み【新規】
- ・エコ住宅、ZEB・ZEHの普及促進【継続】
- ・万博における取組み【新規】

(ペロブスカイトなど新技術、グリーンチャレンジ、バスの脱炭素化) ほか

I 温室効果ガス削減に向けた、家庭部門の取組みの促進が重要である。

- ・デコ活・「脱炭素アクション」による市民の意識変革・行動変容の促進【新規】
- ・万博における取組み(グリーンチャレンジなど)による市民の意識変革・行動変容の促進【新規】

ほか

J 生物多様性保全や30by30への貢献に向け、民間事業者の取組み促進が重要である。

- ・民有地緑化の推進【継続】
- ・自然共生サイト、市民・団体・事業者との情報共有等、府や事業者との連携【新規】

ほか

K 地産地消、食育、食料栽培が重要である。

- ・なにわの伝統野菜などによる食育、地産地消【新規】

ほか

L 自然を活用した解決策(NbS: Nature-based Solutions)がこれからのキーワード。記載されたい。

- ・意見を踏まえ記載し、今後の個別計画策定(改定)や施策実施において留意【新規】

■ 実施期間 R6.12.26～R7.1.27

■ 受付通数 4通（総意見数23件）

■ 意見の内訳 改定計画に関わるもの 14件

計画全般	．．．．．	1件
第1章	計画の改定にあたって	．． 4件
第2章	基本的な考え方	．．．． 2件
第3章	基本的な施策の体系	．．． 6件
第4章	施策展開の戦略	．．．． 0件
第5章	計画の進行管理	．．．． 1件

計画の改定とは趣旨の異なるもの 9件

1 背景 (R5.8.23 子ども市会 (中学生市会))

- Q 環境問題への取組みとして、市民参加型の環境サミットの開催を提案する。市民から色々な意見をもらうことで、市民の意識も高まると思う。
- A 行政・市民・事業者と一緒に、環境問題に取り組むことが重要。市民の自発的な行動変容を促すうえで、市民の方々から意見をもらうことは有効。
今後も、環境サミットの開催など様々な意見を取り入れる機会が持てるよう検討していく。
中学生の皆さんからも、素晴らしい意見をお待ちしている。

2 開催

日時：令和6年11月9日（土）11時～13時 （環境イベント「ECO縁日」のプログラム）

場所：花博記念公園鶴見緑地（なにわECOスクエア）

人数：市内在住・在学の中学生 15人（公募）

内容：地球温暖化等の環境課題について、グループ討議、発表（「おおさか環境科」により事前学習）

※ 業務委託により実施



大阪市庁内環境管理計画にかかる 令和5年度の実績・目標達成状況について

大阪市庁内環境管理計画の目標達成状況

■ 大阪市庁内環境管理計画の概要

- ・ 大阪市独自の環境マネジメントシステムであり、市長が環境方針を決定
- ・ 全職員による不要照明の消灯等の省エネ、省資源、廃棄物の減量、リサイクルの取組みを全庁的に実施し、その結果を公表

■ 令和 5 年度の実施内容

実施時期	実 施 内 容
R 5 年 7 月、8 月 R 6 年 1 月	庁内環境管理計画の内容や、点検の必要性及び内容などを、eラーニング形式で学ぶ研修を、全職員を対象として全 3 回実施 (日常研修・環境管理者研修・内部監査員養成研修 2 回)
R 5 年 8 ～ 9 月	不要照明の消灯状況や両面コピー・裏面利用の状況などについて、『自主点検』及び 1 回目の『クロスチェック』を実施
R 5 年 12 月	外部評価を 4 施設（西成区役所・中央区役所・住之江区役所・東成区役所）にて実施 ⇒ R 6 年 3 月 評価結果（速報版）を全所属へ周知
R 6 年 1 ～ 2 月	2 回目の『クロスチェック』を実施

大阪市庁内環境管理計画の目標等達成状況

■環境に配慮した取組目標の達成状況（令和5年度）

取組目標について、コピー用紙使用枚数は取組目標を達成、上水使用量、廃棄物排出量は未達成ではあるが、要因として業務量等の影響であり、引き続き各所属の取組を徹底する。

項目	取組目標	基準値	実績値 (R5年度)	達成/未達成
温室効果ガス 総排出量 (万t- CO_2)	「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕の改定について」参照			—
コピー用紙使用量 (千枚)	基準値以下	平成25年度 254,533	220,030 (13.8%削減)	達成
上水使用量 (m^3)	前年度の使用量以下	令和4年度 6,001,407	6,093,125 (1.5%増加)	未達成
廃棄物排出量 (トン)	前年度の排出量以下	令和4年度 41,138	43,896 (6.7%増加)	未達成

上水使用量未達成の主な理由

区

水道管の漏れが発生
感染症対策のため手洗い等を促進するよう呼びかけた
附設会館の利用者数の増加

局

施設の入居人数の増加
コロナウイルス感染症5類移行による職員出勤率の上昇
施設利用者の増加

廃棄物排出未達成の主な理由

区

不要な書類の廃棄による古紙回収の増加
レイアウト変更等により産業廃棄物の排出量増加
統一地方選挙事務による突発的な廃棄物の排出
長期放置自転車等の撤去

局

執務室の移転、執務室整理等に伴う廃棄物増加

大阪市庁内環境管理計画の目標等達成状況

■環境に配慮した取組の実施状況（令和5年度）

取組の実施状況について、取組が各所属に概ね浸透している。

項目	昼休み消灯	両面コピー	時間外消灯	離席時PC節電	裏面再利用
	市民窓口や業務・安全管理の必要から消灯できない部分を除く	資料の最小化や両面コピー実行率50%達成を推進	業務に支障のない範囲から消灯し、各職場の最終退庁者は必ず消灯 各職場内でも最小限の単位での点灯を徹底	長時間使用しない時や離席時は、シャットダウンするかカバーを閉じる	コピー機のトレイの1つを裏紙専用とすることなどによる裏紙再利用を推進
実施状況 (全51所属)	51所属	47所属	51所属	51所属	50所属

両面コピー（実施率50%）に到達しなかった所属の主な理由

- ・啓発物の片面印刷物の増加
- ・窓口職場に設置している複合機では個人情報控えを複写するため、統一的に片面コピー設定

裏面再利用の取組が十分実施できなかった所属の主な理由

- ・窓口職場に設置している複合機では個人情報控えを複写することがあるため、統一的に裏面ミスコピーを利用しない設定

国の動向を踏まえた改定「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」の目標達成を見据えつつ、社会情勢・周辺状況とのバランスをとりながら、職員の行動変容を引き続き促していく。

市有施設の照明LED化の取組について

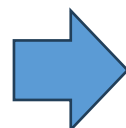
蛍光灯の製造中止

- ・水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的として、2017年8月に「水銀に関する水俣条約」が発効
- ・**2023年10月から11月にかけてスイスで開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）」において、2025年末から2027年末までに蛍光ランプの製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定**（2024年2月 経済産業省、環境省通知）
- ・同通知では、廃止期限後においても在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能であること、引き続き蛍光ランプの使用が必要な場合には、在庫切れとなる前に必要数を調達することを周知。**⇒早急にLED照明に更新が必要**

施設の照明をLED照明に更新する場合、次のような手法があります。

	改修工事	自己資金型ESCO事業	民間資金活用型ESCO事業	リース契約
年度支払額				
契約期間	改修年度のみ	初年度改修＋サービス期間5年以内※ （※LED化だけなら1年可）	初年度改修＋サービス期間10～15年	10年程度
受注者選定方法	競争入札	公募型プロポーザル （選定事務は都市整備局）	公募型プロポーザル （選定事務は都市整備局）	競争入札

各所属で実情に合った手法を採用



手法の選択肢の1つとして追加

環境局で先行実施

長期リースのメリット
 ・支払額の平準化を図ることが可能
 ・短期間で導入が可能

LEDリースによる先行事例

■ 令和6年度にリースで環境局所管8施設のLED化を実施

<対象施設の特徴>

- ・事務所・事業所・霊園の3種類
- ・照明器具総数量：856個
- ・本市管理施設2施設、指定管理施設6施設
- ・誘導灯・非常灯も対象

<契約内容の特徴>

- ・10年間借入
- ・借入期間中は保守付き
- ・器具交換とランプ交換の両方を指定
- ・契約期間満了前に協議の上、撤去または無償譲渡を決定

<器具交換とは>



旧器具

- ・器具の劣化が激しい場合は推奨
- ・非常灯・誘導灯は器具交換



新器具

<ランプ交換とは>



旧ランプ

- ・廃棄物量が少ない
- ・意匠性が特殊な照明においても更新可能
- ・資材費が安価



新ランプ

■ LEDリースによる効果を試算（一例）

<試算条件>

- ・対象施設：蛍光灯のみの事務所を想定 (FHF40W×2灯) ・照明数量：500個 ・借入期間：10年間
- ・点灯時間：10h/日 年間256日点灯 ・電気代単価：24円/kWh ・リース料：20千円/個(リース料総額10,000千円)

<試算結果> 1年間の金額

LED化前電気代 2,060千円

>

LED化後電気代	950千円
リース料	1,000千円
合計	1,950千円

全所属におけるLED化に向けて

【ステップ1】各所属のLED化実施意向調査を実施

- ①LED化を要する施設の把握
- ②長期リースを予定する施設の把握
- ③直営で、照明灯の数量・灯種の把握、リース価格積算が困難な施設の把握

【ステップ2】長期リースを実施する所属に対する支援

- ・長期リースを実施する所属に対して仕様書作成を支援
- ・STEP 1. ③の施設を対象に、数量等の把握及びリース価格積算費用の一部を支援

【ステップ3】各所属にて長期リース発注に係る手続きを実施

- ・発注に係る仕様書等の作成
- ・長期リース費用の予算化
- ・長期リース発注

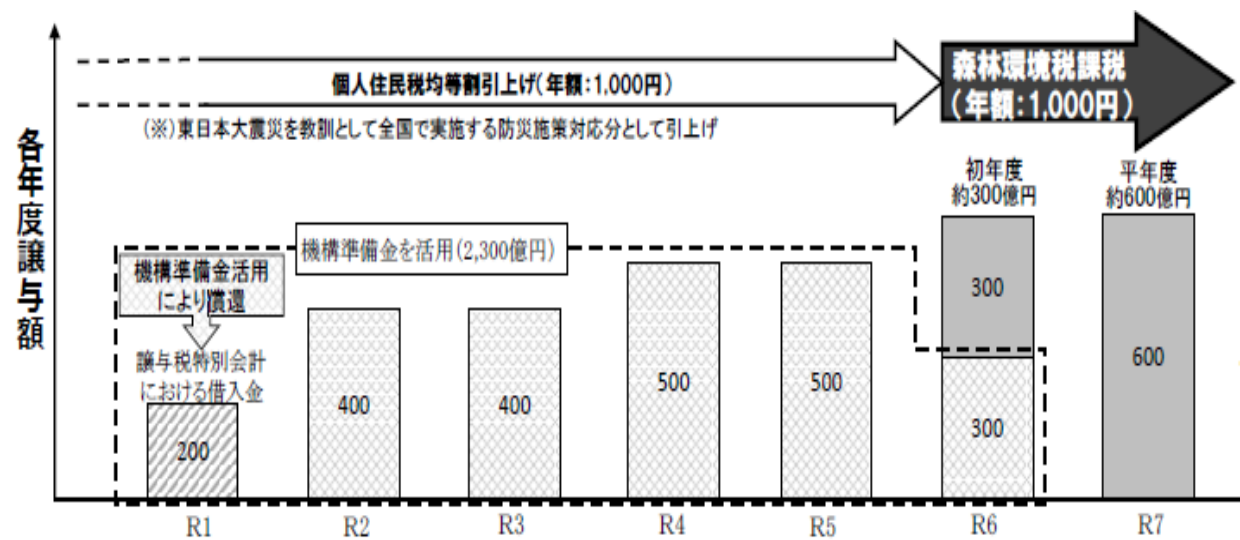
まずはリースにより、LED化を要する施設を減らした上で、
長期リースを実施しない（できない）施設については、対応検討

森林環境譲与税を活用した木材利用の取組について

森林環境譲与税の活用事業【概要】

1 譲与割合・譲与基準の変更・見直し

令和6年度から森林環境譲与税の譲与割合は、当初予定どおり市町村割合を9割（R5：8.8割）、都道府県を1割（R5：1.2割）に変更された。譲与基準については、私有林人工林面積の譲与割合を5.5割（R5：5割）に、人口の譲与割合を2.5割（R5：3割）に見直された。



【譲与割合】

	R1	R2・3	R4・5	R6～
市町村	80%	85%	88%	90%
都道府県	20%	15%	12%	10%

【譲与基準】

	R1～R5	R6～
私有林人工林面積	50%	55%
林業就業者数	20%	20%
人口	30%	25%

※大阪市：私有林人工林面積なし

【大阪市への譲与額（試算）】

(単位：億円)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6～
譲与総額	200	400	400	500	500	641 ※
市町村	160	340	340	440	440	571 ※
都道府県	40	60	60	60	60	70 ※
大阪市への譲与額	1.1	2.33	2.36	3.11	3.11	3.44 ※

※R6年度から徴収額に応じて譲与額が変動するため、実際の譲与額は増減する可能性がある。

森林環境譲与税の活用事業【概要】

2 事業内容

森林環境譲与税は、令和元年度から都道府県や市町村への譲与が始まっており、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされている。森林のない大阪市では、**木材利用促進**や**普及啓発**が主な対象である。
令和7年度は316百万円を充当予定としている。

【事業充当額の推移】

(単位：百万円)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
譲与額	110	233	236	311	311	344	370
充当額	102	173	201	236	278	385	316
基金積立額	8	60	35	75	33	△41	54
基金推移額	8	68	104	179	212	171	225

※令和元～5年度は決算額 令和6・7年度は予算額

3 狙う効果

森林環境譲与税を活用し、庁舎や学校・保育所・図書館等の本市関連施設の木質化を行うことにより、国産木材の利用を促進する。
また、市民利用施設において木材利用を促進することで、子どもから大人まで多くの市民が目にし、手に触れることで、木の良さを実感する機会を提供している。

令和 7 年度森林環境譲与税活用事業の採択状況について

【応募状況】 16所属18事業 要望額：534百万円

【採択状況】 9所属10事業 充当額：316百万円

約1.7倍の要望額

令和 7 年度採択事業

(単位：千円)

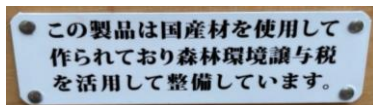
担当所属	事業名	充当額	事業内容
都島区役所	国産木材を活用した区役所庁舎整備事業	12,058	庁舎内装及び什器の木質化
大正区役所	国産木材を活用した窓口サービス課フロア整備事業	31,352	庁舎内装及び什器の木質化
東淀川役所	区創設100周年記念事業（仮称）	4,080	木工体験ワークショップ等による国産木材の普及啓発
中央区役所	区庁舎設備維持費	51,281	庁舎内装及び什器の木質化
東成区役所	国産木材を活用した東成区役所庁舎整備事業	8,043	庁舎内装及び什器の木質化
健康局	保健所庁舎整備事業（改修工事）	275	新保健所エントランス部分の木質化
建設局	咲くやこの花館枕木園路舗装改修工事	3,733	咲くやこの花館における老朽化した枕木公園の更新・改修
福祉局	住吉市民病院跡地における新施設整備事業	106,000	新病院の外装及び内装の木質化
教育委員会事務局	市立図書館における閲覧机・椅子・書架等整備事業	39,930	図書館の備品整備（閲覧机・椅子・書架等）
教育委員会事務局	国産木材を活用した小中学校における机・椅子整備事業	59,000	小学校（増学級分）の机・椅子整備
合計		315,752	

森林環境譲与税の活用事業【留意事項・選定基準】

【留意事項】

- (1) 譲与税の使途は、国産木材の需要拡大など、国内の森林整備につながる必要があります。よって、木材利用に用いる場合は国産木材の使用に関する費用にのみ使用することが出来ます。なお、国産木材の材料費だけでなく、施工費・その他監理費等の諸経費についても使用することが出来ます。
- (2) W T O 政府調達協定の適用を受ける場合は、原則として仕様書において産地を限定することができないのでご注意ください。
- (3) 譲与税は、これまで国・地方が講じてきた施策では森林整備等が進まない現状を踏まえて新たな負担を国民に求めるものであり、新規施策（これまでの譲与税活用事業を含む）あるいは事業量を確実に増加させる施策に充てる必要があります。
- (4) 譲与税は、国庫補助事業の義務負担分には活用できません。
- (5) 譲与税の使途については、インターネットの利用等の方法により公表する必要があります。
- (6) 譲与税を複数年度分まとめて後年度に執行することも差支えないとされております。
- (7) 譲与税を活用して整備したことを明示するサインの設置もしくは個々の什器にラベル等を貼付をお願いします。

(参考例)



大阪市脱炭素キャラクター
「ナーナちゃん」



【選定基準】

(1) 国産木材の利用

- ・木材の使用(費用対効果)
- ・新たな木材利用もしくは外国産材からの変更（新たな需要＞既存製品の置き換え）

(2) 普及啓発

- ・利用者・利用場所(市民＞職員)
- ・新たに普及啓発が見込めるか
- ・木材利用につながるか（木材製品に直接ふれる＞木材製品が目に入る）

R 8 年度森林環境譲与税活用事業のご応募よろしくお願いいたします。
「万博大屋根リングの再利用」
に関しては、国産の木材が利用された部分について、運搬、再加工、設置に要する費用に森林環境譲与税を充当することが可能です。

【参考】森林環境譲与税を活用した木材利用の取組

令和元年度から令和5年度までの取組

令和元年度（譲与額:110百万円、執行額:102百万円）（単位：千円）

担当所属	事業名	充当額
東成区	子どもたちと体験するSDGs	3,075
生野区	生野区プレイスメイキング事業	5,425
住之江区	木材を活用した来庁舎用備品等の整備事業	1,098
こども青少年局	公立保育所等木製製品の整備促進事業	27,206
教育委員会事務局	国産木材を活用した小中学校等における机・椅子整備事業	47,960
	公設民営学校（国際バカロレア等）の設置（机・椅子の整備）	12,977
	図書館に整備する閲覧机・椅子等	3,724
環境局	木材利用の促進に係る啓発チラシの作成	48
計		101,513

令和2年度（譲与額:233百万円、執行額:173百万円）（単位：千円）

担当所属	事業名	充当額
東成区	区民交流施設整備事業	390
旭区	旭区民センターにおける国産木材利用促進・普及啓発事業	2,719
住之江区	木材を活用した来庁舎用備品等の整備事業	1,440
東住吉区	国産木材を活用した子育て層向け備品等の整備事業	415
こども青少年局	公立保育所等木製製品の整備促進事業	26,865
	信太山青少年野外活動センター木製製品の整備促進事業	4,180
教育委員会事務局	国産木材を活用した小中学校等における机・椅子整備事業	64,187
	市立図書館における閲覧机・椅子・書架等整備事業	72,773
計		172,969

令和3年度（譲与額:236百千円、執行額:201百万円）（単位：千円）

担当所属	事業名	充当額
大正区	国産木材を活用したさわやか広場広報スペース等整備事業	2,816
東成区	子どもたちと体験するSDGs	5,854
旭区	国産木材を活用したコミュニティ活性化事業	1,540
住之江区	木材を活用した来庁者用スペースの整備事業	2,585
経済戦略局	大阪中之島美術館の整備事業	36,564
こども青少年局	公立保育所等木製製品の整備促進事業	19,643
	信太山青少年野外活動センター木製製品の整備促進事業	4,180
環境局	自然体験観察園の案内板整備	5,170
建設局	天王寺動物園ふれあい家畜舎の整備	7,799
教育委員会事務局	国産木材を活用した小中学校等における机・椅子整備事業	56,056
	国産木材を活用した公設民営学校における机・椅子整備事業	28,646
	市立図書館における閲覧机・椅子・書架等整備事業	29,883
計		200,736

令和4年度（譲与額:311百万円、執行額:235百万円）（単位：千円）

担当所属	事業名	充当額
此花区	国産木材を活用した屋外来庁者スペース等整備事業	1,169
	木材を活用した子育て層向け備品等の整備事業	526
浪速区	国産木材を活用した来庁者用備品等整備事業	883
東成区	子どもたちと体験するSDGs	7,276
旭区	国産木材を活用した旭区制90周年記念事業（仮称）	8,505
城東区	国産木材を活用した区役所庁舎整備事業	21,356
鶴見区	国産木材を活用した区役所庁舎整備事業	46,247
住之江区	区役所附設会館管理運営	11,851
平野区	ひらの子育て支援事業	383
西成区	国産木材を活用した区役所庁舎整備事業（案内サイン・テラス等整備事業）	36,602
こども青少年局	公立保育所等木製製品の整備促進事業	17,010
	信太山青少年野外活動センター木製製品の整備促進事業	2,398
環境局	環境活動推進事業「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けた大阪市地域脱炭素化推進事業	1,389
教育委員会事務局	国産木材を活用した小中学校等における机・椅子整備事業	57,552
	市立図書館における閲覧机・椅子・書架等整備事業	19,278
	森林環境普及啓発事業	2,872
計		235,297

令和5年度（譲与額:311百万円、執行額:278百万円）（単位：千円）

担当所属	事業名	充当額
此花区役所	国産木材を活用した屋外来庁者スペース整備事業	31,128
西区役所	国産木材を活用した区庁舎整備事業	14,151
港区役所	港区土地区画整理記念・交流会館整備事業	9,240
東淀川区役所	国産木材を活用した庁舎内装および什器の木質化	45,682
旭区役所	国産木材を活用した庁舎整備	44,050
住吉区役所	住吉区役所ウッドデッキ改修事業	1,538
西成区役所	国産木材を活用した区役所庁舎整備事業（テラス等整備事業）	21,543
こども青少年局	信太山青少年野外活動センター木製製品の整備促進事業	39,135
	国産木材を活用した小中学校等における机・椅子整備事業	53,712
教育委員会事務局	市立図書館における閲覧机・椅子・書架等整備事業	18,266
計		278,445

【参考】森林環境譲与税を活用した木材利用の取組

令和6年度の取組

令和6年度（譲与額:344百万円、執行予定額:343百万円）（単位：千円）

担当所属	事業名	充当見込額
福島区役所	国産木材を活用した来庁者用備品整備事業	26,598
天王寺区役所	国産木材を活用した区庁舎整備事業	22,550
浪速区役所	生涯学習推進事業	850
西淀川区役所	国産木材を活用した区庁舎整備事業	19,477
淀川区役所	国産木材を活用した区役所庁舎整備事業	10,915
東成区役所	国産木材を活用した東成区役所庁舎整備事業	45,613
阿倍野区役所	国産木材を活用した来庁者用備品等整備事業	2,965
住吉区役所	住吉区役所ウッドデッキ改修工事	55,018
東住吉区役所	国産木材を活用した区役所庁舎整備事業	29,589
西成区役所	国産木材を活用した区役所庁舎整備事業（案内サイン・テラス等整備事業）	27,085
副首都推進局	新大学キャンパス整備事業（エントランスピロティ分）	46,382
総務局	市役所本庁舎における新たな空間演出	51,205
健康局	保健所庁舎整備事業（改修工事）	0
建設局	咲くやこの花館枕木園路舗装改修工事	0
教育委員会事務局	クラフトパーク改修更新事業	4,543
計		342,790

大阪公立大学（森之宮キャンパス）への木材利用

1 目的

2025年度完成予定の大阪公立大学（森之宮キャンパス）において、木材利用促進のシンボル施設とすべく、キャンパスの正面エントランスのピロティ軒天井において、府内産材で木質化することで、市民等に広く木材利用の普及をはかる。

2 事業内容

○大阪公立大学（森之宮キャンパス）の木質化
ピロティ軒天井の木質化により木材利用を促進

3 事業の必要性

多くの人が集まり利用する大阪公立大学における木質化により、府内の木材利用のシンボルとなる施設として、広く府民・市民に木材の良さを実感してもらい、木材利用の普及をはかる。

大阪公立大学森之宮キャンパス木材利用促進協定

木材利用促進のため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、令和4年2月25日に大阪府、大阪市、公立大学法人大阪及び竹中工務店・安井建築設計事務所グループは、「大阪公立大学森之宮キャンパス木材利用促進協定」を締結した。



脱炭素先行地域の取組状況について

1 取組概要

○御堂筋エリアが環境省の脱炭素先行地域*に選定（2023年11月）

* 2030年度までに、国の目標に先行して、民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現する地域

○官民連携し、徹底した省エネと再生可能エネルギーの確保等による、**持続可能な大都市モデルの構築**

<徹底した省エネ>

- ビル建替え時のZEB化
- 既存ビルへの高効率空調、LED照明の導入等

<再エネの確保>

- 先行地域内での太陽光発電の導入
- 市内の住宅や小中学校等の太陽光発電や焼却工場の廃棄物発電、他地域の再エネ電源からの再エネ供給

<情報発信・PR>

- 大阪・関西万博を契機に先行地域の取組を世界に発信



2 取組状況①

○国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（2024年度から5年間、計41億円）も活用し、
再エネ確保が難しい「大都市中心市街地」での脱炭素化を推進

省エネ・再エネ設備の導入

○御堂筋沿道のビルや市役所本庁舎などで、ビル建替え時の**ZEB化**や既存ビルへの**LED照明、高効率空調設備などの導入**

＜国の交付金＞ 11施設で活用予定

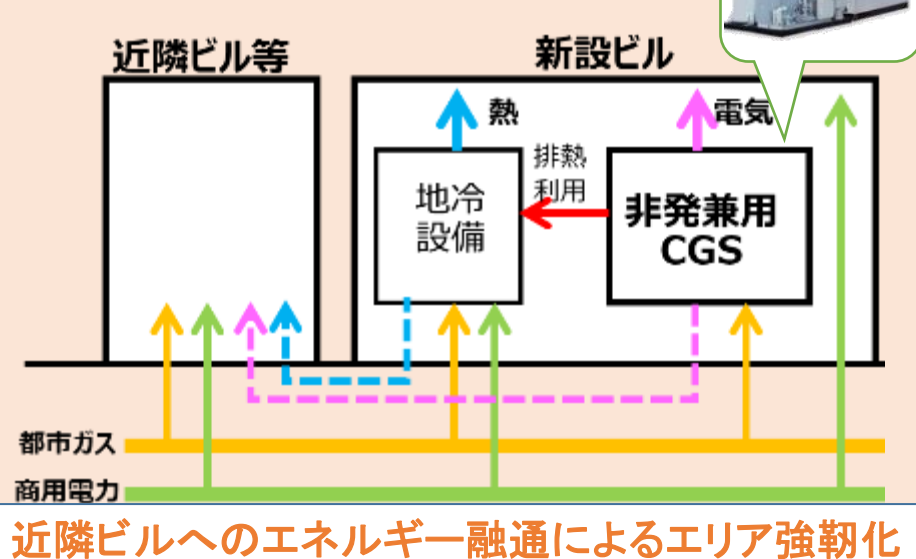
・今年度は4施設が事業に着手、市役所本庁舎屋上への太陽光発電設備の増設が完了予定

■ 建材一体型太陽光発電システム



ビルの壁面窓面を有効活用

■ コージェネレーションシステム



2 取組状況②

合意形成

- 御堂筋沿道ビル48施設に対し、**勉強会の開催や加盟企業への個別訪問・ヒアリング**により、2030年度までの電力消費に伴うCO2排出実質ゼロの実現を働きかけ
- 地域間連携による**再エネ電気供給メニュー*の紹介**などにより、**合意率は85%まで上昇**（提案時79%）

■ 地域間連携による再エネ電気の調達

再エネ適地の電力を御堂筋で活用、利益を還元し地域活性化等を実現



情報発信・PR

- 各種イベント、シンポジウムにて取組紹介**
 - ・御堂筋での**イベントなど、18件のブース出展**
 - ・建設局が主催した**世界ストリート会議**での取組発表 等

御堂筋での脱炭素の取組と発信について

引き続き庁内各局の連携・協力をよろしくお願いします。



世界ストリート会議

第3回 大阪市地球温暖化対策推進本部会議 配席図

